【コメント】

被害者学からのコメント

新　　恵　里

社会安全・警察学研究所　所員
京都産業大学法学部　准教授

目　次

はじめに
1　松浦講演へのコメント
　(1) 性犯罪防止教育・性教育について
　(2) 加害者支援について
2　片岡講演へのコメント

はじめに

こんにちは。新です。松浦先生、片岡先生、そして参加者の皆さま、本日はありがとうございます。また、貴重なご報告をいただきまして、ありがとうございました。私から少しコメントさせていただきます。あらかじめ先生方のご報告を伺ってからと思っていまして、特にスライドは用意していませんので、口頭でさせていただきます。

1　松浦講演へのコメント

(1) 性犯罪防止教育・性教育について

まず松浦先生のご報告で、私から大きく2点ほどコメントさせていただきます。まず教育ということで、条例に基づいて性暴力支援アドバイザーという方々が担い手となって、できるだけ発達段階に応じて早期から教育が必要だという観点で教育を展開されているということは、非常に重要なことだと思います。

私は臨床心理士ですけれども、私もそういう意味では講師で遠いところに赴くこともあります。そういった一定の若年層の対象の児童･生徒に対しては、まず知っているということが大事かなと思います。あるいはそういった問題について、性暴力も含めて、どこかで聞いたことがある、先生から話を聞いたことがあるという経験が非常に大切です。その意味では条例に基づいて、ポピュレーションアプローチで講座の数が増えていくということは重要なことだと思います。

ただ、松浦先生が最後に懸念というか、課題としてお示しされたことについて、どうしても性暴力の問題の講座となりますと、やはり当事者の子ども、あるいは潜在的な子どもも含めていらっしゃるという心配があって、それは私も学校の先生や講師の先生の心配はよく分かります。私も性暴力、あるいはデートDVやデートDVの中での性的な暴力などの話を扱う時に、打ち合わせなどでよく先生から、どういう内容か、あまり踏み込んだ内容はやめてほしい、このワードは使わないでほしい、あるいはこれはカットしてほしいと、時にはそういう感じで二次被害にならないか、当事者の子どもが聞いた時にどう感じるかということを懸念される声はしばしば聞きます。

もちろん内容にもよりますが、1つには、あらかじめ非常に入念なというか、学校側と、福岡の場合はアドバイザーの

方が担うので、その方との調整、打ち合わせが必要だと思いますし、場合によってはこういう内容をこれから学習する機会があります、ということを対象の児童・生徒たちに予告するということも必要だと思います。

ただ、先生方はともすればその心配から、なるべく核心に触れないでほしい、あるいは具体的なことはあまり話さないでほしいという形になって、そういう配慮を考え過ぎていくと、やはり伝えるべきことが伝わらなくなる、肝心の講座として伝えるべきことが抜け落ちてしまうという問題も出てきます。ですので、私は個人的には伝えるべきことを原則的に伝えながら、そういった二次被害や先生方の懸念をどのようにフォローをしていただくか、そういったことが起きた時にどう対応したらよいかということも含めて、あらかじめ先生方にこういうことがあったらこうしましょうということまで打ち合わせをして、対応できるような形にすると。その意味では、学校側の先生としては恐らくそういった問題をよく扱われている養護の先生、教科で言うと性教育の問題を担う体育の先生、全体を見てらっしゃる学年主任の先生などが恐らく担い手になると思いますけれども、そういった先生方との調整が必要だと思います。

先ほどもありましたように、そういった情報提供や評価のアンケートの取り扱いも含めて、いろいろ課題はあると思いますけれども、福岡の場合は本当にアドバイザーという一定の研修を受けた方が講師になられているというのは非常に大きいと思います。そういった方々が先生方との連携をより深めていくことで、一律の講座ではあるけれども、一定の配慮を必要とする児童・生徒にも対応できる余地というのは十分にあるのではないかと思っています。

⑵ 加害者支援について

それから、松浦先生が条例の大きな部分としてお示しいただきました、いわゆる加害者の対策について、こちらは登録ということ、それから必要であれば支援のプログラムを受けたり、支援の相談窓口があったりするということですけれども、こちらは本当に福岡と、また大阪にもあると思いますが、まだ全国に広がりを見せているという条例ではないので、こういった条例が再犯防止という点でも重要だろうと思います。

ただ、やはり課題としていくつか挙げられるのは、加害者臨床の担い手となる心理士や精神科医など、加害者臨床という分野が日本ではまだ担い手となる専門の先生が少ないですし、全国でこういった条例に基づいて相談窓口を置き、支援プログラムを展開していくためには、そういう担い手をもっと養成していく必要があると思います。

ただ、せっかくそういう支援の体制を整えているので、対象者が社会復帰をするため、再犯をしないためには、アプローチしないとやはり意味がないと思います。もちろん刑事施設の中でも周知してもらっているということで、先ほど松浦先生もおっしゃっていただいたように周知が大切ということですけれども、ただ登録させられるということではなく、自分にとって再犯をしないというメリットがあるという意味で、必要であればそういった支援や相談に自らつながるような動機付けが必要なのではないかと思います。私もわずかですけれども、加害者臨床の経験や、それから加害者臨床の先生方といろいろと知見を共有させていただく機会が今まであった中で、自分は再犯をしない自信がないという人も結構いるので、そういうところにつながっていって、自分が再犯をしないように、逆にサポートをしてくれる場所だということを認識してもらう必要があるだろうと思います。

2 片岡講演へのコメント

時間がありませんので、次に、片岡先生のコメントに移らせていただきたいと思います。片岡先生のご報告で私が非常に感じたのは、やはりこの２年の間、ずっとコロナ禍にあって、家族という中での密室で性暴力が増えているという現状と、それから支援のアクセスが、どこかに駆け込んで相談できるという活動がなかなかできないという制約がある中で、そういう現状をどう打破していくべきか、ということが大きく課題として浮かび上がったと思いますし、そういう大きな

課題を投げかけられたと思います。

もう１点は、この２年の間に、特になごみの支援も含めて、愛知県内でかなり精力的にそういった支援ができる体制を増加されたり、それからMDTの連携をされたり、あるいはデータベースでの取り組みなど、５カ年計画ということですけれども、かなり精力的に進められたのかなということを感じました。ただ、経営面では利益がないし、なかなか時間もないし、人手も難しいという話は恐らく２年前から同じだろうと思います。やはり啓発としてそういったエビデンスをつくる研究、そしてそれをアウトリーチする人、その中でもより窓口を増やしていったり、この支援を展開していったりするために必要な部分、どうしてもこれは人手とお金になってくるわけですけれども、そこを補強する必要があると。その意味で、私は個人的には公的な予算を割くべきだろうと思っています。

またご質問の中のディスカッションでお話しさせていただければと思いますので、私からは以上にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。